

造林作業業務委託仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、令和8年度寺林山市有林造林作業業務委託の実施について定めたものであり、特別な指示を行う場合を除き、この仕様書に準じて作業を行うものとする。

(地拵え作業)

第2条 地拵えの作業方法は次のとおりとする。

- (1) 地拵えは、原則として機械による施工とする。ただし、地形条件等により機械施工が困難な箇所については、人力による施工を併用することができる。
- (2) 施工区域内の地床植生（ササ、雑草、かん木）は全刈とし、原則として地際で伐倒又は刈り払うこと。本業務の対象区域は、主伐後2年半が経過し、地床植生が繁茂している箇所を含むため、植栽作業に支障のある地床植生については、地拵え工程の一部として、事前に刈払いを実施するものとする。
- (3) 刈り払った地床植生等は、原則として等高線方向に集積するものとし、集積高は1.5m以下、集積幅は2m以下とする。
- (4) 集積物については、斜面下方への転落等による災害防止及び作業安全の確保のため、必要に応じて杭の打設等の転落防止措置を講じること。
- (5) 集積物の配置間隔は、植栽作業に支障を生じさせないように、水平距離で4.5m以上を確保すること。
- (6) 地拵え後の林地は、植穴掘削及び苗木植付け作業が円滑に行える状態とすること。

(植栽作業)

第3条 植栽の作業方法は次のとおりとする。

- (1) 植栽する樹種・規格・数量

| 樹種 | 規格 | 総植栽本数 | ha当たり植栽本数 |
|------|--------------|--------|-----------|
| カラマツ | コンテナ苗（45cm上） | 7,880本 | 2,000本 |

- (2) 苗木の取り扱い

ア 本業務に使用する苗木は、受注者が調達するものとする。なお、盛岡広域振興局が実施した「令和7年度産山行苗木需要見込み量調査」において、本業務に係る苗木本数については報告済みである。

イ 苗木は、造林用として一般的に使用されているコンテナ苗とし、植付け作業及び活着に支障のない規格のものとする。なお、当該条件を満たすものであれば、苗木の購入先は指定しないものとする。

ウ 苗木の運搬にあたっては、苗木の転倒、損傷及び培地の乾燥を防止するため、コンテナ苗をトレー又は容器に収納した状態で行い、直射日光を避けるため必ずシー

ト等で日除けを行うこと。

エ 苗木の現場搬入後は、速やかに日陰となる場所に仮置きし、培地が乾燥しないよう必要に応じ散水等の措置を講じること

オ コンテナ苗は仮植を行わないものとする。

カ 苗木の保管は、通風が良く、雨水が滞留せず、気温上昇や直射日光による影響を受けにくい箇所を選定すること。

キ 植付けにあたっては、植穴を事前に掘削し、根鉢（培地）を崩さないよう注意して植付けること。

ク 植付深は、根元（地際）が地表面と同一となるよう調整し、深植え又は浅植えとにならないよう留意すること。

ケ 植付後は、根鉢と周囲の土壌が十分に密着するよう軽く押さえ、苗木が傾倒しないよう処理すること。

コ 受領した苗木に著しい衰弱、枯損等が認められた場合は、直ちに発注者に報告し、その取扱いについて指示を受けること。

(3) 植付方法

ア 苗木は植穴の中央に据え付け、根鉢（培地）を崩さないよう留意しつつ、周囲を細土で埋め戻し、過度に踏み固めることなく、根鉢と土壌が十分に密着するように処理すること。

イ 植付け配列は、列間及び苗間ともに水平距離2.2mの正方形を基本とする。なお、植付位置に根株、岩石の露出等の障害物がある場合は、等高線方向又は上下方向のいずれかに移動し、所定の本数を植付けること。

ウ 急傾斜地で、なだれのおそれがある箇所においては、苗木を斜面に対して直角となるよう植付けること。

エ 車道沿いに植栽する場合には、道路の歩道、路肩からおおむね2m離して植付けること。

オ 植栽作業は、苗木の活着に適した時期に行うものとし、著しい高温、乾燥、又は凍結のおそれがある条件下では実施しないこと。

(着手届及び現場責任者通知書の提出)

第4条 受注者は、作業に着手する前に発注者に対し、着手届を提出する。また、受注者は、業務の履行に当たり現場責任者を定め、作業着手時には速やかに現場責任者通知書を提出すること。

(現地写真の撮影及び提出)

第5条 受注者は、作業の施工地ごとの現地写真を別紙「写真撮影基準」に基づき撮影し、作業完了後速やかに提出する。

(社会保険等)

第6条 本業務の実施にあたっては、次のとおり、作業員の安全及び適正な就労環境の確保に努めるものとする。

- (1) 受注者は、本業務に従事する作業員について、労働関係法令に基づき加入を義務付けられている労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険及び退職金共済制度（林業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度又は建設業退職金共済制度のいずれか）に適切に加入させること。なお、社会保険等加入状況調査表（様式第1号）においては、平均点数23点以上を確保すること。
- (2) 作業終了時には、本業務に従事した作業員の社会保険等加入状況調査表（様式第1号）を提出すること。
- (3) 前各号に係る社会保険等の加入状況を確認するため、加入の証拠書類を整備し、作業員の出勤表と併せて作業終了時に提出すること。

(その他)

第7条 作業時に市の財産及び第三者に損害を与えた場合には、受注者の責任と費用負担において対応すること。また、この仕様書によりがたい場合は、その事由を申し出て指示を受けること。